

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【愛知県大府市】
令和 年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語指導教室設置校(4校)では加配教員が対応し、また、未設置校(9校)では、加配教員がいなかったため教務主任等が対応して、取り出し指導を行い、又は在籍クラスへの入り込み指導を行う体制とした。特に初期指導が必要な児童生徒には初期指導専任の指導者1名による指導体制とした。 また、これらの児童生徒が学校生活に適応できるよう、日本語・母語指導員9人(7か国語対応)を配置した。</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 大府市多文化共生推進委員会(年2回実施。大学教授、外国人支援ボランティア、国際交流協会会員、外国人相談員、企業代表等で構成。)において、外国人のコミュニケーションや住居、教育、医療、防災など生活全般に関する支援を協議した。</p> <p>(2)学校における指導体制の構築 日本語指導が必要な児童生徒が10人以上在籍する学校に専任の教員を配置し、日本語指導教室を設置した。また、本市独自に日本語初期指導教室を市内いずれかの学校に設置し、日本語が全くまたはほとんど話せない児童生徒の日本語の早期習得を支援した。</p> <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 児童、生徒の一人一人の状況に応じて適切な指導計画を立案し、取り出し指導等により指導を行った。 ・ 「特別の教育課程」の編成と実施について保護者への説明 ・ 個別の指導計画に基づいた指導実践 ・ 個別の指導計画の見直し、指導の改善 ・ 児童生徒ひとりひとりの学習評価の実施</p> <p>(4)成果の普及 本市の取組を大府市多文化共生推進委員会や、毎月定例の小中学校長で構成する校長会議の場で周知した。</p> <p>(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 日本語初期指導講師を派遣することで、児童生徒が初期の日本語を習得し早期に学校に馴染むことができるよう支援を行った。 ・ 週3日×12週＝延べ36日を初期指導の日数とした。 ・ 1日の指導時間は1時間目から4時間目の途中までとした。 (講師の1日あたりの従事時間5時間中、指導4時間、準備等1時間) ・ 該当の児童生徒は在籍校に戻って給食を食べ、5・6時間目の授業を受けた。 ・ 初期指導を実施しない週2日は在籍クラスで指導を受けた。 ・ 各学期1回ずつ年間3回の開催とした。 ・ 他校への通学となる場合は、小学生は保護者の送迎を原則とし、中学生は自身での移動を認めた。 ・ オンライン授業は必要に応じて実施した。</p>

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

2回の会議でそれぞれ、初期指導教室の取組状況を説明し、多様な所属の委員に対して初期指導の詳細と重要性を理解していただくことができた。初期指導の重要性の理解を広めていくことは今後の事業を充実させていくためにも必要であり、有意義な会議となった。

引き続き幅広い関係者の連携による直接、間接の支援が重要であるため、上記委員会を継続する。

(2)学校における指導体制の構築

日本語指導が必要な児童生徒が日本語を習得することで、学校生活や勉強、地域に馴染むための基礎的な力を身に付けることができた。

加配教員のいない学校では十分な指導ができない場合があるため、機会を捉えて加配の充実を要望するとともに、市として初期指導の講師の増員などの体制充実を図っていきたい。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

計画的な指導を行うことで、より効果的に日本語を習得させることができた。

日本語指導に長けた教員は少ないため、専門的な指導方法を学ぶ機会が必要である。

(4)成果の普及（必須実施項目）

日本語指導の重要性について大府市多文化共生推進委員会委員や市内校長及びその他教職員の共通認識が得られた。

日本語指導の重要性について大府市多文化共生推進委員会委員や市内校長及びその他教職員の共通認識が得られた。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

日本語初期指導にて専門的な指導を受けることができたため、早期に日本語が上達し、学校生活の適応の一助となった。また、児童生徒や保護者とのコミュニケーションがより促進された。

初期指導を受けられる児童生徒を増やし、指導の質を向上させるため初期指導講師を1人から2人に増員する。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	5人 (4校)	3人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		5人 (4校)	3人 (2校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

初期指導を受けられる児童生徒を増やし、指導の質を向上させるため初期指導講師を1人から2人に増員する。